

子ども学論文投稿規程

白梅学園大学子ども学研究所『子ども学』編集委員会

2013年11月20日制定

(目的)

第1条 『子ども学』(以下、「本誌」という)への投稿に関する詳細は、この規程の定めるところによる。

(人権及び倫理への配慮)

第2条 著者は、投稿論文の内容及び研究手続き全般において、人権の尊重と人間・動物の倫理に十分配慮する。

(審査手続き)

第3条 審査の手続きは、すべてインターネット上で行われるため、投稿論文は情報機器端末のワープロソフトウェアで文書ファイル(以下、「論文ファイル」という)を作成し、本誌の発行元株式会社萌文書林(以下、「萌文書林」という)の投稿用ウェブページを介して投稿する。実際の投稿の仕方については、投稿用ウェブページ掲載の「子ども学ウェブ投稿の手引き」にしたがう。

2 論文ファイルは、MSワード形式(拡張子: doc、docx)または一太郎形式(拡張子: jtd)で作成したものを投稿する。Mac OS等、Windows以外のOSを搭載した情報機器端末のワープロソフトウェアを使用して作成した場合は、Shift-JIS形式のテキストファイル(拡張子: txt)に保存し直して論文ファイルを投稿し、印刷した原稿を萌文書林へ郵送する。

(未公刊の定義と関連論文の提出)

第4条 審査の対象となる投稿論文は、未公刊のものに限る。その定義については、「子ども学編集委員会編集規程」第10条の定めるところによる。

2 投稿論文と内容的に関係の深い同一著者による公刊また公刊予定の論文がある場合には、その論文の書誌事項(著者名、タイトル、公刊また公刊予定の雑誌名、公刊年等)を記した書類とその論文のコピーを1部、萌文書林に郵送する方法で提出する。

(二重投稿の禁止)

- 第5条 同じ内容の原稿を複数の雑誌に投稿してはならない。また、すでに雑誌や書籍等に掲載された論文と同じ内容の原稿を投稿してはならない。
- 2 二重投稿が確認された場合には、本誌に掲載された論文は論文削除の手続きがとられる。審査中の論文の場合には、審査を即時中止する。事実関係の調査の後、本誌に著者名を含めて事実関係を公表する。重ねて投稿された、またはされている他雑誌の発行機関には事実関係を報告する。

(論文の長さ)

- 第6条 投稿論文の長さは、本誌刷り上り 20 ページ以内とする（論文題・日本語要約・本文・文献・資料・脚注・表・図・付記等、すべてを含む）。本誌 1 ページは、1,368 字分に相当する。
- 2 やむを得ず定められた分量を超える場合は、理由書を提出する。

(日本語要約及びキーワード)

- 第7条 投稿論文には、日本語の要約とキーワードをつける。
- 2 日本語要約は 400～600 字とする。要約では、タイトルはつけ、著者名は省く。
- 3 キーワードは 5 つ以内とする。

(原稿の作成方法と書式)

- 第8条 投稿論文の原稿は、以下の規程にしたがって作成する。
- 2 用紙の大きさは、A4 判縦置きとし、1 ページは 1,368 字（38 字×36 行）の横書きとする。次の順で並べて、1 つの論文ファイルにまとめる。
- ①論文題（日本語）：通し番号はつけない。1 ページ分を使用する。
 - ②日本語要約：通し番号はつけない。1 ページ分を使用する。
 - ③本文：改ページをして、通し番号は第 1 ページからつける。
 - ④文献：改ページをして、通し番号は本文に続ける。
 - ⑤資料：改ページをして、通し番号は文献に続ける。
 - ⑥脚注：通し番号はつけない。必要ページにまとめて書く。
 - ⑦表：通し番号はつけない。1 ページに 1 個ずつ書く。
 - ⑧図：通し番号はつけない。1 ページに 1 個ずつ書く。
 - ⑨付記：通し番号はつけない。必要ページにまとめて書く。ただし、個人情報が含まれた付記は、論文審査中は提出を保留する。
- 3 原稿の作成に際しては、とくに次の諸点に注意する。
- ①引用文献は、論文の最後に「文献」として通し番号つけ、一括してあげる。本文中の引用箇所にはそれに対応する番号（1、2 等）を付す。
 - ②脚注は通し番号をつけ、別紙に記載する。本文中にはそれに対応する番号（*1、*2 等）を付す。
 - ③付記は別紙に記載する。

- ④投稿論文は常用漢字、現代仮名づかいを用い、簡潔明瞭に記述する。
 - ⑤カタカナは、外国人名ならびに原則として日本語化した外国語を記述するときのみ用いる。
 - ⑥本文中の外国語の使用はできるだけ避け、外国人名、適切な日本語訳のない術語、書物のタイトル等にのみ用いる。
 - ⑦数字は、原則として算用数字を用いる。
 - ⑧略語は一般に用いられているものに限る。ただし、必要な場合には、初出のときに、その旨を明記する。
 - ⑨表と図は必要最小限とし、重複は避ける。表と図は別紙に書き、表 1、図 1 のように通し番号をつける。
 - ⑩表の題はその上部に、図の題は下部に書く。写真は、図に含められる。説明文はいずれも下部に記す。表、図、写真等の題、説明文、図表中の文字等は外国語にしてもよい。
 - ⑪図は刷り上りがページの半幅または全幅に収まる大きさとし、縦横がそれぞれ約 2 倍になるように、黒で明瞭に描く。
 - ⑫表、図は本文に比べ大きな紙面を要する。本誌 1 ページ大のものは、1,368 字に相当する。
 - ⑬本文中に、表、図の挿入個所をそれぞれの表や図の大きさを勘案して指定する。
- 4 論文ファイル 1 つを、萌文書林の投稿用ウェブページからアップロードする方法で提出する。

(審査基準)

- 第 9 条 審査は原則として一度のみとし、審査結果の区分は「掲載可」と「掲載不可」のみとする。「掲載可」とは、そのままあるいは修正を加えることで、本誌の掲載基準を満たすと判断されたことを意味する。「掲載可」となった場合、論文の著者は、審査結果通知書に記載された「具体的に修正が望まれる点」に十分留意した上で論文の修正を行うこととする。「掲載不可」とは、本誌の趣旨に合わないものや掲載基準を満たさないと判断されたことを意味する。ただし同一の著者による再投稿を妨げない。
- 2 審査基準は、子ども学研究への新たな貢献とする。その際の個別的な基準には、理論、発想、方法、データ等、さまざまな面があることに十分留意しつつ、とりわけ新たな知見の提出に重きをおく。

(審査結果)

- 第 10 条 審査結果は委員会が、審査結果通知書により通知する。
- 2 本誌に投稿された原稿は、原則返却はしない。

(審査結果への異議申し立て)

- 第 11 条 論文の著者は、審査結果に異議がある場合、審査結果通知書が送付（または届いた）後 3 か月以内に委員会へ書面により反論を申し述べることができる。その際の書面

は、萌文書林へ送付する。それに対し委員会は、書面により回答する。

(改 定)

第 12 条 この規程の改定は、委員会の承認を得るものとする。